

令和7年7月1日から

定期報告制度(※1)の調査・検査内容が見直しされます

国土交通省の告示が改正され、令和7年7月1日から、定期報告制度の調査・検査内容が見直しされます。国の制度見直しの詳細は、下記国土交通省ホームページでご確認ください。

▶▶▶ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

神戸市における変更点

- ▶ 神戸市では、国の制度見直しに伴って、定期報告に係る市の細則(※2)を改正して施行する予定です。
(令和7年7月1日施行)
- ▶ 常時閉鎖式防火扉について、神戸市では引き続き建築物の定期報告における調査項目となります。
- ▶ 国の告示改正により、建築物から建築設備へ移動した調査項目についても、引き続き建築物の定期報告での調査項目となります。

なお、提出が必要な定期報告の種別(※3)の対象が、今回の見直しに伴って変更になることはありません。

(※1) 建築基準法第12条第1項又は第3項に基づく定期報告制度

(※2) 市細則：神戸市建築基準法施行細則

(※3) 定期報告の種別：「建築物」「建築設備」「防火設備」「昇降機等」

Q & A (調査者・検査者向け)

?

いつから調査・検査項目が変更になりますか？

- ▶ 調査・検査年月日が、令和7年7月1日以降となる場合は、見直し後の内容で調査・検査をしてください。
- ▶ 改正後の新しい様式(調査結果表)(※)については、令和7年7月1日に本市ホームページに掲載します。
(※)様式は、本市ホームページに掲載している報告書作成用のエクセルファイルです。
- ▶ 令和7年7月1日以降に調査・検査して提出する定期報告書については、必ず改正後の新様式で作成してください。また、電子申請(e-KOBE)にて申請する場合は、調査・検査の時期にかかわらず、必ず改正後の新様式で作成してください。

?

今回の見直しで、新たに調査が必要となる設備はありますか？

- ▶ 見直しの目的は、調査項目の重複や解消・合理化です。今回の細則の改正により、調査項目が新たに追加されたり、調査が必要な設備が増えることはありません。
(※)なお、今回の細則の改正に伴わない、国の告示改定(令和6年国土交通省告示第284号第1第1号又は第2号二に規定するスプリンクラー設備)については追加となります。

?

常時閉鎖式防火扉について、「防火設備」定期報告で報告できますか？

- ▶ 本市においては、「常時閉鎖式防火扉」は「防火設備検査」の対象外としているため、調査結果は、「建築物」の定期報告で報告してください。